

平成22年度第1回小国町地域公共交通会議次第

日 時 平成22年5月18日(火) 13時15分より

場 所 おぐに開発総合センター 集会室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 委員紹介

5 協 議

(1) 平成21年度事業報告について

(2) 平成21年度収支決算について

(3) 会計監査報告

(4) 平成22年度事業計画(案)について

(5) 平成22年度収支予算(案)について

(6) 平成22年度デマンドタクシー実証運行に係る足中線及び白沼線の路線追加について

(7) 平成22年度デマンドタクシー実証運行に係る足中線及び白沼線の料金について

(8) その他

6 そ の 他

7 閉 会

協議（１）

平成２１年度小国町地域公共交通会議 事業報告

１ 会議の開催

（１）地域公共交通会議の開催

①第１回会議

日 時：平成２１年６月２５日（木）

場 所：小国町役場 大会議室

出席者：委員１４名、事務局３名

主な内容：・平成２０年度事業報告・収支決算について
・平成２１年度事業計画・収支予算について
・金目線デマンドタクシー実証運行について

②第２回会議

日 時：平成２１年１２月１７日（木）

場 所：小国町役場 大会議室

出席者：委員１５名、事務局４名

主な内容：・金目線デマンドタクシーの実績及びアンケート調査の結果について
・平成２２年度の町内公共交通について
・小国町地域公共交通総合連携計画の変更について

（２）アドバイザーとの打ち合わせ

①第１回打ち合わせ

日 時：平成２１年１０月５日（月）

場 所：小国町役場 第１委員会室

出席者：アドバイザー１名、事務局３名

主な内容：・デマンドタクシーの評価について
・平成２１年度の取り組みについて

②第２回打ち合わせ

日 時：平成２１年１１月１０日（火）

場 所：小国町役場 庁議室

出席者：アドバイザー１名、担当職員３名、事務局３名

主な内容：・アンケート調査の結果について
・平成２２年度に取り組む内容について

２ 小国町地域公共交通総合連携計画に基づく取り組みの実施

（１）町営バス南部線沿線におけるスクールバスと路線バスの連携

- ①目 的：朝の町営バス南部線とスクールバスがほぼ同時間帯に運行されており非効率であることから運行形態を改善する。

①足中線

当 初：スクールバスへの一般客の混乗化について、平成21年度に実証運行を行う。

変更後：町営バスからデマンドタクシーによる運行とし、平成22年度に実証運行を行う。

②白沼線

当 初：デマンドタクシーによる平日毎日運行について、平成22年度に実証運行を行う。

変更後：デマンドタクシーにより、毎週水、金曜日に白沼地区まで運行することとし、平成22年度に実証運行を行うこととする。

監 査 報 告 書

平成21年度小国町地域公共交通会議会計について会計監査したところ、その内容は正確かつ適正であると認めたので報告いたします。

平成22年 5月 17日

監査委員

安部春美

監査委員

加藤 功

小国町地域公共交通会議

会 長 小林 新太郎 殿

(3) 町営バス白沼線のデマンド対応型への移行

- ①目的：住民サービスの向上及び行政コストの軽減を目指すため。
- ②内容：
 - ・運行形態を町営バスに代わってタクシー車両によるデマンド型運行とする。
 - ・運行曜日を火・水・金曜日から水・金曜日とするとともに、水曜日のみ白子沢まで運行していたものをすべての便を白子沢まで運行することとする。（これまでは、火・金曜日については箱の口までの運転）
 - ・運行時間帯についてはこれまでの水曜日の運行時間帯と同様とする。
 - ・黒沢口～白子沢間の乗降場所については利用者の希望場所とする。
- ③実施期間：平成22年6月1日～平成23年3月31日（実証運行期間）

(4) 重複する路線の整理による運行の効率化（東部線・白沼線）

- ①目的：東部線と白沼線は運行ルートが一部重複しており、利用実態にあった運行ルート及び形態とするため。
- ②内容：東部線の運行経路を箱の口、伊佐領地区を経由しないこととし、往復ともに子持ち峠を経由する形態とする。
- ③実施期間：平成22年4月1日～

(5) 住民アンケート等の実施

- ①目的：今年度の実証運行等の取り組みに対して町民がどのような意見や要望を持っているかを把握することで、平成23年度以降のよりよい公共交通形態を目指す上での基礎資料とするため。
- ②内容：
 - ・実証運行路線沿線地区住民へのアンケート調査
 - ・利用者に対する意見聴取

(6) 町民への広報

- ①目的：厳しい財政状況下において、地域社会に必要な公共交通の維持存続を図っていくためには、町民の積極的な参加が必要であり、連携計画に基づく実証運行を実効性のあるものとするべく実証運行の周知やバス利用の促進を図る。
- ②内容：
 - ・小国町ホームページへの連携計画、交通会議の概要の掲載
 - ・住民説明会の実施
 - ・全世帯に対する周知チラシの配布（資料1参照）

(7) その他の取り組み

- ①地域住民・商工会等の協力を含めた全町的な取り組みの検討
- ②学校統廃合による公共交通形態のさらなる検討

協議（６）

平成２２年度デマンドタクシー実証運行に係る足中線、白沼線の路線追加について

１ 変更内容

資料２のとおり、町中心部の運行経路を追加することとする。

２ 変更理由

予約状況に応じて、より短い距離、時間で目的地に到着できるようにするため。

３ 実施時期

平成２２年６月１日～

小国町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に資するため並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため小国町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 小国町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に対する協議に関すること。
- (2) 小国町におけるバス等地域公共交通のあり方に対する協議に関すること。
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項。

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 小国町副町長
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 小国警察署長又はその指名する者
- (7) 学識経験者その他交通会議が必要と認める者

2 交通会議は、必要に応じてアドバイザーを置くことができるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

- 3 交通会議の会計監査は、監査委員によって行う。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第12条 委員及び委任状による委員の代理者が会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができることとする。
- 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、小国町特別職の職員の給与に関する条例に準ずるものとする。

(事務所)

第13条 交通会議は、事務所を山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70番地に置く。

(事務局)

- 第14条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、小国町役場町民課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月3日から施行する。